

昭和村農地賃借料情報

農業委員会は農地賃借の参考に直近で締結(公告)された農地の賃借料について情報提供を行っております。

昭和村における令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)及び変更された賃借における賃借料水準(10aあたり)は以下のとおりとなっております。

この「賃借料情報」は、貸し手と借り手の契約時の参考として提供するものです。あくまで参考であり、貸し手と借り手の双方の話し合いの中で賃借料を決めてください。

田(水稲) 10aあたり

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
下中津川	5,440	5,880	5,000	4
野尻	6,370	6,370	6,370	1
大芦	5,000	5,000	5,000	10

田(カスミソウ) 10aあたり

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
喰丸	10,000	10,000	10,000	1
大芦	7,500	10,000	5,000	5
小野川	10,000	10,000	10,000	1

※ 10aあたりの賃借料を取り決めたもののみのデータですので、実際の価格は農地面積により変動します。

農地の賃借借をご希望の方へ

農地の賃借借をご希望される際は、貸し手、借り手両者合意の上ご申請いただきますようお願いいたします。また、その際は上記価格や昨年度のデータ等ご参考の上、当人同士で納得がいく賃借料になるようご協議ください。

※農地中間管理事業の制度上、農地の貸し手借り手両者共に手数料800円ずつかかりますので、こちらを踏まえ、10aあたり〇〇〇〇円の形でご決定ください。

※農地賃借料協議に農業委員会は介入しません。

農地を貸したいけど借り手がない、農地を借りたいけど貸し手を知らない等、お困りの際は農業委員会、またはお近くの農業委員や農地利用最適化推進委員にお問い合わせください。